



栃木県公報

令和2(2020)年
5月1日(金)
号外
第38号

目次

訓令

○栃木県職員服務規程の一部改正..... 1

訓令

栃木県訓令第九号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年五月一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程(昭和二十九年栃木県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表(第11条関係)							別表(第11条関係)						
所属	職員	1週間の勤務時間	週休日	勤務時間等			所属	職員	1週間の勤務時間	週休日	勤務時間等		
				区分	勤務時間	休憩時間					区分	勤務時間	休憩時間
略							略						
岡本台病院	略	略	略	略	略	略	岡本台病院	略	略	略	略	略	略
				略	略						略	略	
				略	略						略	略	
				略	略						略	略	
				略	略						略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
				略	略						略	略	
				略	略						略	略	

	略	略	略	略	略		略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	
健康増進課	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の患者等の療養のための宿泊施設における施設運営業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。					
				夜勤	午後4時から翌日午前9時30分まで	2時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。					
略						略					
注 略						注 略					

附 記

この通令は、公布の日から施行する。

(人事課)